

生活のすすめ

長岡第二中学校
生徒指導部通信
令和4年7月15日(金)

自転車運転のマナーについて

中学生にとって自転車は日常生活において欠かせないものとなっていますね。中学生になって、自転車での行動範囲が広がった人が多いのではないのでしょうか。部活動においても校外で活動することがあり、自転車の移動が多くなります。ルールやマナーを守らないと、事故を起こしてしまう危険性が増えてしまいます。今一度ルールを理解して、危険な目に合わないよう、注意してください。

<自転車を安全に利用するために大切なこと(ルール・マナーを再確認!)>

- ◎ 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ◎ 車道は左側を通行。
- ◎ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ◎ 安全ルールを守る。
 - ・ 二人乗りの禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・ 2列や3列になった並列走行、傘差し運転などはしない。



※ 右側の「危険行為」の一覧は、3年以内に2回以上違反すると自転車運転者講習の受講が義務付けられます。講習は1回3時間。講習料として6,000円を支払うこととなります(この講習を無視すると5万円以下の罰金が科せられます。)

※ 14歳以上の人が対象ですが、まだ14歳になっていない皆さんも気を付けて運転しましょう。

平成27年6月1日から

「自転車運転者講習」の受講が義務に！

STOP



自転車運転者講習とは・・・
 信号無視や一時不停止など、
 政令で定める14項目の危険行為
 を3年以内に2回行った自転車
 運転者に命じられる講習のこと
 です。受講命令に違反した場合
 は、罰則（5万円以下の罰金）
 の対象となります。

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から危険行為を繰り返す自転車運転者に対しての「自転車運転者講習」制度が始まりました。

自転車運転者講習の対象となる危険行為14項目

<p>信号無視 (道路交通法第7条)</p>	<p>通行禁止違反 (道路交通法第8条第1項)</p> <p>道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通行する行為</p>	<p>歩行者用道路における車両の通行義務違反 (道路交通法第9条)</p> <p>自転車の通行が認められていない歩行者用道路を自転車で通行する際、歩行者に注意せず、または徐行しないなどの行為</p>	<p>通行区分違反 (道路交通法第17条第1項、第4項、第6項)</p> <p>車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為</p>	<p>路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (道路交通法第17条の2第2項)</p> <p>自転車が通行できる路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為</p>	<p>遮断路切への立ち入り (道路交通法第33条第2項)</p> <p>遮断機が閉じたり、閉じようとしている際や警報機が鳴っている時に踏切へ立ち入る行為</p>	<p>交差点での優先道路通行車妨害など (道路交通法第36条)</p> <p>信号のない交差点等で、左から進行して来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為</p>
<p>環状交差点での安全進行義務違反など (道路交通法第37条の2)</p> <p>環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、安全な速度で進行しないなどの行為</p>	<p>指定場所一時不停止等 (道路交通法第43条)</p> <p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>歩道通行時の運行方法違反 (道路交通法第63条の4第2項)</p> <p>車道寄りや徐行しなかつたり、歩行者の通行を妨害するなどの行為</p>	<p>制動装置(ブレーキ)不良 自転車等の運転 (道路交通法第63条の9第1項)</p> <p>ブレーキ装置がなかつたり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p>	<p>酒酔い運転 (道路交通法第65条第1項)</p> <p>酒に酔った状態で自転車を運転する行為</p>	<p>安全運転義務違反 (道路交通法第70条)</p> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p>	<p>交差点で右折するとき、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害する行為</p>
<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>

ブレーキが無い!

※ 前輪・後輪のいずれかにしかブレーキのない自転車では走行する行為も違反です

※ 傘さし運転や携帯電話やスマートフォン等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になります。

「自転車のあおり運転」も危険行為に！

テレビや新聞の報道では、最近「あおり運転」が話題になっています。あおり運転に対する厳罰化を規定した改正道路交通法が2020年6月30日から施行されました。

自転車に関して言うと、表面に掲載した危険行為14項目に加え、あおり運転にあたる『**妨害運転**』の項目が追加されました。

新たに加わった『**妨害運転**』は次の通りです。

「逆走して進路をふさぐ」

「幅寄せ」、「進路変更」

「不必要な急ブレーキ」

「ベルを執拗に(=しつこく)鳴らす」

「車間距離の不保持」・「追い越し違反」

の7つが含まれます。

自転車が自転車や歩行者に行うものだけでなく、右図にもあるように、自転車が車に対して行うものも含まれます。

皆さんの自転車の運転はいかがですか？今までにこの7つのような運転をしたことはありませんか？自分の運転を振り返ってみましょう。「私は運転大丈夫！」という人もいるでしょう。しかしながら、過信は禁物です。

実際に右記のような事故が起こり、多額の賠償命令が出ています。



(事故例1) 母親に9,521万円の賠償命令。

歩行中の67歳の女性が、小学校5年生の男子児童が乗るマウンテンバイクに跳ねられ、頭の骨を折る重傷となり、意識が戻らない状態となった。

(事故例2) 9,266万円の賠償命令

男子高校生が昼間、対向車線を自転車で直進してきた24歳の男性会社員と正面衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失など)が残った。

例のように、事故が起きてしまうと、被害者や被害者の家族だけでなく、自分の家族の方にも迷惑をかけてしまいます。



実際に長二中においても、部活動の自転車の移動の際に事故が過去に起こっています。乗り

方によっては「自転車が凶器になる」ことを意識して運転しましょう。

京都府警の統計では、令和になり起きた全交通事故の5件に1件が自転車の関係する交通事故でした。そのうち、自転車に関する事故の半分以上が「**出会い頭の事故**」、4分の1が「**右折・左折時**」でした。

このような事故は、「相手が止まってくれるだろう」、「あの交差点は車通りが少ないから確認しなくても大丈夫だろう」など、安全確認を省略した思い込みによる「だろ運転」により事故を招いていることが多いです。十分安全を確認したうえで、自転車を運転してください。

また、京都府条例により、「自転車保険加入義務化」が施行されています。これは自転車の安全利用やマナーの向上を図るとともに、万一事故が起こった場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るためのものです。まだ加入していない、もしくは加入しているのかわからない場合も、必ず保護者の方へ加入の有無を確かめ、必ず加入しておきましょう。